

## 海上運送法

### 1. 案内情報

- ① 手 続 名： 人の運送をする貨物定期航路事業・不定期航路事業・  
旅客不定期航路事業の廃止の届出
- ② 手 続 根 拠： ・海上運送法第19条の5第2項（人の運送をする貨物定期航  
路事業）  
・海上運送法施行規則第21条（ 〃 ）  
・海上運送法第20条第3項（不定期航路事業）  
海上運送法施行規則第23条（ 〃 ）  
・海上運送法第22条（旅客不定期航路事業）  
海上運送法施行規則第23条の6（ 〃 ）
- ③ 手 続 対 象 者： 人の運送をする貨物定期航路事業者  
不定期航路事業者（旅客不定期航路事業者を除く）  
旅客不定期航路事業者
- ④ 提 出 時 期： 廃止の日から30日以内
- ⑤ 提 出 方 法： 次の(1)～(3)に係る事項を記載した事業廃止届出書を、主たる  
営業所を管轄する地方運輸局等へ提出  
・人の運送をする貨物定期航路事業  
(1)住所及び氏名  
(2)廃止した航路  
(3)廃止の年月日  
・不定期航路事業者（旅客不定期航路事業者を除く）  
(1)住所及び氏名  
(2)廃止した事業の概要  
(3)事業廃止の年月日  
・旅客不定期航路事業者  
(1)住所及び氏名  
(2)廃止届出に係る航路  
(3)廃止の年月日
- ⑥ 手 数 料： なし
- ⑦ 添 付 書 類： 提出先となる所轄運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑧ 申 請 書 様 式： 提出先となる所轄運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑨ 記載要領・記載例： 提出先となる所轄運輸局等へお問い合わせ下さい。

## 2. 窓口情報

① 提出先：	北海道運輸局海事振興部旅客・船舶産業課	011-290-1011
	東北運輸局海事振興部海事産業課	022-791-7512
	関東運輸局海事振興部旅客課	045-211-7214
	北陸信越運輸局海事部海事産業課	025-285-9156
	中部運輸局海事振興部旅客課	052-952-8013
	近畿運輸局海事振興部旅客課	06-6949-6416
	神戸運輸監理部海事振興部旅客課	078-321-3146
	中国運輸局海事振興部旅客課	082-228-3679
	四国運輸局海事振興部海運・港運課	087-802-6807
	九州運輸局海事振興部旅客課	092-472-3155
	沖縄総合事務局運輸部総務運航課	098-866-1836

② 受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

③ 相談窓口：所轄地方運輸局等

## 3. 手続情報

①不服申立方法：行政不服審査法の規定による